

(非公式訳)  
投資委員会布告  
第 7/2556 号

件名：中小企業 (SMEs) の競争力向上措置

仏暦 2552 年 (2009 年) 10 月 15 日付け第 10/2552 号投資委員会布告、  
投資奨励業種、規模、条件および権利恩典の件に引き続き、

タイ国の中小企業に競争力を高め、国際水準に向上させるため、仏暦  
2544 年 (2001 年) 投資奨励法(第 3 号)により訂正された仏暦 2520 年 (1977  
年) 投資奨励法第 16 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は以下の  
通り発布する。

1. 中小企業(SMEs)投資促進措置

1.1 以下の通り奨励対象とする中小企業の業種、条件を定める。

1.1.1 農作物に付加価値をつける業種

- －業種 1.1 種子育種および種子選別
  - －研究開発の工程を持つ条件なし
- －業種 1.4 バイオ肥料、有機肥料または土質向上材の製造
- －業種 1.5 動物の育種または飼育
- －業種 1.7 乾燥植物およびサイロ
- －業種 1.10 なめし、皮革仕上げ、獣毛の加工
- －業種 1.11 最新技術による食品製造・保存、加工 (飲用水、  
アイスクリームを除く)
- －業種 1.12 植物および動物からの油脂の製造
- －業種 1.13 植物からの澱粉、デキストリン、加工澱粉の製造
- －業種 1.14 近代的技術による、野菜、果物、花の品質選別お  
よび包装、保管
- －業種 1.15 石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品を含む薬草か  
らの製品の製造
- －業種 1.16 天然ゴムからの製品の製造
- －業種 1.17 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造

— 業種 1.19 冷凍倉庫と冷凍運輸

### 1.1.2 高度製造技術を使用する重要な裾野産業

— 業種 2.15 鑄造による鉄部品の製造

— Induction Furnace 炉を使用する鑄造鉄部品のみ

— 業種 2.16 鍛造による鉄部品の製造

— 業種 2.17 非鉄金属の圧延、Drawing、鑄造、鍛造

— 業種 4.2 機械、その備品、部品の製造

— 業種 4.3 金属部品を含む金属製品の製造

— 業種 4.4 表面処理あるいは陽極表面処理(Anodize)

— 業種 4.10 乗り物の部品の製造

— 業種 4.19 建設あるいは工業のための設備に使用する金属構造の製造 ( Fabrication Industry ) あるいは Platform の修理

— 業種 5.1 工業用電気器具の製造

— 業種 5.2 電気製品の製造

— 業種 5.3 電気製品用の部品または備品の製造

— 業種 5.4 電子製品 ( エレクトロニクス ) の製造

— 業種 5.5 電子製品に使用する電子部品、備品あるいは部品、備品の製造

— 業種 6.12 プラスチックおよびプラスチックコートによる製品

— 業種 6.15 パルプあるいは紙による製品の製造

— 業種 6.16 印刷

### 1.1.3 創造産業

— 業種 3.1.3 布の製造

— 業種 3.1.6 衣服、衣装の製造

— 業種 3.7 宝石・貴石および装飾品関連の製造

— 業種 3.14 人造物の製造 ( 禁止木材からのものを除く )

– 業種 3.15 家具あるいはその部品の製造 (禁止木材からのものを除く)

– 業種 5.8 ソフトウェア

– 業種 7.23 製品設計

#### 1.1.4 観光サービスおよび支援産業

– 業種 7.3.4 芸術文化センターまたは武術工芸展示場

– 業種 7.4.3 ホテル

– ゾーン 1、ゾーン 2、ハジャイ市、チェンマイ市、ホアヒン、チャアム、コサムイ、パンガ県、クラビ県に立地するホテルは対象外とする。

– 客室数が 20 室以上で、投資金額が 1 室 200 万バーツ以上でなければならない。

– 業種 7.6 タイ映画制作あるいは映画産業へのサービスあるいはマルチメディア・サービス

#### 1.2 条件

1.2.1 投資金額 (土地および運転資金を除く) は 50 万バーツ以上でなければならない。

1.2.2 登録資本金の 51% 以上タイ国籍を持った自然人の資本が入っていないなければならない。

1.2.3 負債対資本金比率が 3:1 以下でなければならない。

1.2.4 国内の中古機械を奨励プロジェクトに使用してもよいが、その金額は 1,000 万バーツを超えてはならない。また、中古機械の金額の 50% 以上新規機械に投資しなければならない。

1.2.5 非奨励事業と奨励事業とあわせて申請者の純固定資産合計または土地および運転資金を除く投資金額が 2 億バーツ以下あること。

#### 1.3 権利恩典

1.3.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。

- 1.3.2 土地および運転資金を除く投資金額の 100%まで法人所得税を 8年間免除する。
- 1.3.3 その他の権利恩典は仏暦 2543 年(2000 年)8 月 1 日付け投資委員会布告 1/2543 号に基づく恩典を付与する。
- 1.4 申請は 2014 年 12 月 31 日までにすること。
2. 中小企業生産効率向上のため機械更新措置
  - 2.1 本措置は奨励事業か否か問わず既存企業を対象にするが、非奨励事業の場合、投資委員会が奨励事業として発布した業種でなければならない。
  - 2.2 奨励事業でも法人税免除または減免の恩典終了後、あるいは法人税免除恩典のないプロジェクトは本措置下の投資奨励を申請することができる。
  - 2.3 土地および運転資金を除く投資金額が 50 万バーツ以上でなければならない。
  - 2.4 登録資本金の 51%以上タイ国籍を持った自然人の資本が入っていないなければならない。
  - 2.5 非奨励事業と奨励事業とあわせて申請者の純固定資産合計または土地および運転資金を除く投資金額が 2 億バーツ以下あること。
  - 2.6 生産効率向上のための自動化など機械更新計画を提出しなければならない。
  - 2.7 権利恩典
    - 2.7.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。
    - 2.7.2 土地および運転資金を除く投資金額の 50%まで法人所得税を 3 年間免除する。既存事業の収入を免除対象とする。
    - 2.7.3 法人税免除期間は奨励証書受領後収入の発生日からとする。
    - 2.7.4 奨励者は国税局の機械更新措置の恩典を重複して受理してはならない。

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ๗/๒๕๕๖

เรื่อง มาตรการเพิ่มขีดความสามารถของผู้ประกอบการวิสาหกิจขนาดกลางและขนาดย่อม (SME s )

14 พฤศจิกายน 2556

2.8 申請は 2014 年 12 月 31 日までにすること。また、奨励証書発行日より 3 年間以内にプロジェクト完了しなければならない。

2013 年 10 月 21 日より有効とする。

布告日 2013 年 11 月 14 日

キttyラット・ナラノン

副首相

投資委員会委員長